ポスト

令和８年６月19日
金融庁

「金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令」及び「公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令」の公布及びパブリックコメントの結果について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（案）」及び「公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（案）」につきまして、令和８年４月15日（水曜）から令和８年５月19日（火曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、２件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、（別紙１）を御覧ください。

２．改正の概要

金融商品取引法及び公認会計士法の審判手続における参考人等の日当の引上げ

最近における経済情勢の変動に鑑み、金融商品取引法及び公認会計士法の規定に基づき、課徴金納付命令に係る審判手続における参考人に支給する日当の最高額を現行の8,450円から8,750円に、鑑定人に支給する日当の最高額を現行の8,050円から8,350円に引き上げるものです。

具体的な改正内容については、（別紙２）及び（別紙３）を御参照ください。

３．公布・施行日

本件に係る政令は、令和８年６月16日（火曜）に閣議決定、本日公布されており、令和８年７月１日（水曜）から施行されます。

（別紙１） コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

（別紙２） 金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

（別紙３） 公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令

相談・手続・採用情報
- 各種窓口のご案内
  - 金融サービス利用者相談室
  - 金融行政モニター
- 情報公開等
- パブリックコメント
- 申請・届出・照会
  - オンライン行政手続
- 入札公告等
- 採用情報

金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。

新着情報配信サービス
金融事業者一括検索機能
金融庁チャットボット（よくある質問）
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

問合せ先

- **電話受付**

  受付時間：平日10時00分～17時00分

  電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

- **ウェブサイト受付**

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局市場課、企業開示課

（別紙１・２）に関する内容：企画市場局市場課（内線3686、2639）
（別紙３）に関する内容：企画市場局企業開示課（内線3657、3655）

サイトマップ

- **金融庁について**
  - 組織
    - 大臣・副大臣・政務官
    - 金融庁の概要
    - 金融庁の改革
    - 所管の法人
    - 予算・決算
    - 政策評価
    - 採用情報
- **報道・広報**
  - 報道対応
    - 報道発表資料
    - 記者会見
    - 大臣談話等
  - 広報活動
    - アクセスＦＳＡ（広報誌）
    - 白書・年次報告
    - 職員による講演等
    - 職員による寄稿等
    - 利用者の方へ
    - 注意喚起情報
    - 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
    - よく閲覧されているページ
- **政策・審議会**
  - 基本方針等
    - 金融行政方針
    - 政府方針における金融庁関連の施策
  - 政策テーマ・施策
    - 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
    - 政策テーマ等一覧（全体）
  - 審議会・研究会等
    - 審議会・研究会等一覧
  - 研究・調査
    - 金融研究センター
- **法令・指針等**
  - 所管法令等
  - 検査・監督の基本方針等
    - 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
  - 監督指針・事務ガイドライン
    - 監督指針一覧
    - 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
  - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ等
    - 告示・ガイドライン・Ｑ＆Ａ・法令解釈事例集一覧
  - 金融上の行政処分等
- **金融機関情報**
  - 全金融機関共通
  - 預金取扱金融機関（銀行等）関連
  - 保険会社関連
  - 金融商品取引業者等関連
  - 金融会社関連
- **国際関係情報**
  - 国際関係の取組み
    - 国際金融センター
    - 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
    - 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
  - 国際基準設定主体等の公表資料等
    - 金融安定理事会（FSB）
    - バーゼル銀行監督委員会（BCBS）
    - 保険監督者国際機構（IAIS）
    - 証券監督者国際機構（IOSCO）
    - 金融活動作業部会（FATF）
    - その他
- **アクセスＦＳＡ（広報誌）**

▲ ページの先頭に戻る

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000